

第三節 都市行政の展開と自由民権運動

1 都市行政の肥大化

都市行政 明治十年代、とりわけその後半、都市神戸は急速な膨張を遂げるにいたった。その結果もたら
の増大 されたものは行政の量的増大と複雑化であった。

試みに、県令から郡区長への委任事項の変遷を見てみよう。明治十二（一八七九）年一月九日に制定された
「郡区長職制章程」によると、

- 一、郡(区)長ハ事ヲ県令ニ受ケ、法律命令ヲ郡(区)内ニ執行シ、一郡(区)ノ事務ヲ総理ス
- 一、郡(区)長ハ法律命令又ハ規則ニ依テ委任サル、条件、及ビ県令ヨリ特ニ分任ヲ受クル条件ニ付、便宜処分シテ後ニ県令ニ報告ス
- 一、郡(区)長ノ処分不当ナリトスルトキハ、県令ヨリ取消ヲ命ゼラル、コトアルベシ
- 一、郡(区)長ハ町村戸長ヲ監督ス

さらに「地方ノ事務郡区長ニ於テ処分シテ後県令ニ報告スルヲ得ルモノ」として次の一一項目が郡区長の職

- 潰地々種編替の事（但し河身に関係ある水路は経伺の上処分するものとす）
- ④⑧ 郡部地方税に連帯する町村費受取方願の事
 - ④⑨ 自費を以て公道並木植栽願の事
 - ⑤⑩ 自費を以て公道修繕願の事
 - ⑤⑪ 区町村費及び自費を以て公道へ水路を伏設し又は修繕する事
 - ⑤⑫ 自費を以て溝蓋取設け願の事
 - ⑤⑬ 郡区庁舎目論見金高三円以下修繕の事（但し年間金十円以上に超過するを得ず）
 - ⑤⑭ 土木起功出願又は稟申の際実況検査の事
 - ⑤⑮ 郡部地方税経済に関する土木事業より生ずる不用木石売却の事
 - ⑤⑯ 地方税経済の土木事業に係る潰地及び旧道存廃並びに代地として下渡し願地実査の事
 - ⑤⑰ 橋梁損壊等より通行遮断の節渡舟場仮設の事
 - ⑤⑱ 町村立小学校へ金円物件寄付願の事
 - ⑤⑲ 町村立小学校尋常科授業生免許の事
 - ⑥⑰ 就学規則第七条及び第十条に係る願の事
 - ⑥⑱ 小学校舎を一時諸般の集會に仮用する事
 - ⑥⑲ 按摩按腹吸玉針灸術營業の事
 - ⑥⑳ 売薬請売行商の事
 - ⑥㉑ 薬種商の事
 - ⑥㉒ 屠畜人并に斃牛馬解剖人開止業の事
 - ⑥㉓ 街路便所設置の事
 - ⑥㉔ 医師組合規則に係る諸届の事
 - ⑥㉕ 医師診察出張所設置届の事
 - ⑥㉖ 公儲金貸与金取立及怠納者処分
 - ⑥㉗ 諸貸付金（士族授産の爲め貸与金を除く）の内他債の爲め身代限りの処分を受くるものに対し追訴の事
 - ⑥㉘ 同上の内返納期限に際し困難の事情等に依り猶予を請ふ場合に於ては三箇月間猶予の事
 - ⑥㉙ 牛馬売買免許の事
 - ⑥㉚ 日本型諸船鑑札付与の事
 - ⑥㉛ 自家用料酒類製造免許願及び免許鑑札下渡しの事
 - ⑥㉜ 菓子營業免許願及び免許鑑札下渡しの事
 - ⑥㉝ 煙草營業免許願及び免許鑑札下渡しの事
 - ⑥㉞ 印紙類代金延納許可の事

務とされた。

- 一、徴税並ビニ地方税徴収及ビ不納者処分ノ事。
- 二、徴兵取調ノ事。
- 三、身代限財産取扱ノ事。
- 四、逃亡死亡絶家ノ財産処分ノ事。
- 五、官有地ノ倒木枯木ヲ売却スル事。
- 六、電線道路田畑水利ニ障碍アル官有樹林ヲ伐採スル事。
- 七、河岸地借地検査ノ事。
- 八、職遊獵願威銃願ノ事。
- 九、印紙野紙売捌キ願ノ事。
- 一〇、学校資金ノ事。
- 一一、右ノ外県令ヨリ特ニ委任スル条件。

第三節 都市行政の展開と自由民権運動

表 3 県より郡区長への委任事項 (明治20年7月)

① 非常の凶荒不慮の災害に罹るもの食料小屋掛農具料及び種穀料給与の事	夫を迎へ又は生家へ復帰の事
② 郡区書記及び戸長管外出張の事	②7 失踪逃亡者の遺族中他家の養子女となり又は養子女離縁の事
③ 戸長代理命達の事	②8 失踪逃亡せし妻及び養子女離縁の事
④ 各戸長役場(戸長以下諸給与)定額の事	②9 新刑法軽重禁錮又は旧刑法懲役一年以上の刑に処せられし者の跡家名相続の事
⑤ 同上定額内科目流用の事	③0 同上の刑に処せられし者の妻、本夫と離縁の上後夫を迎へ又は他へ婚嫁し或は生家へ復帰の事
⑥ 区町村費支弁に係る費途へ金員及び物品寄付願の事(但し地方税土木費に連帶する者に限り伺を経べし)	③1 同上の家族他家の養子女となり又は養子女を離縁の事
⑦ 県社以下神社祭典及び神仏開扉の事	③2 妻又は戸主にあらざる養子女同上の刑に処せられしとき離縁の事
⑧ 説教或は仏事執行の事(但し仏教演説は此の限りにあらず)	③3 無籍者就籍の事
⑨ 社寺(官国幣社を除く)建物其他修築願の事(但し従前の制式模様変換に係るものは此の限りにあらず)	③4 戸籍正誤の事
⑩ 社寺境内伐木払下げ代金下附願の事	③5 郡区書記及び戸長帰省他行墓参願並びに欠勤忌服届の事
⑪ 梵鐘鑄造願の事	③6 同上除服の事
⑫ 祠官祠掌進退の事	③7 同上医按に依り転地療養願の事
⑬ 祠官祠掌他行願の事	③8 土砂採取願の事
⑭ 廃戸主の事	③9 社寺(官国幣社を除く)境内地拝借願の事
⑮ 廃嫡の事	④0 官有地の生産物季節払下げの事
⑯ 廃嫡者復立の事	④1 日本型船検査の事
⑰ 士族戸主死亡跡相続延期の事	④2 蚕糸業及び茶業組合員証票検印並びに消印願の事
⑱ 士族の平民に帰入の事	④3 地方税経済に属する諸払下げ物代金及び使用料徴収の事
⑲ 隠居再相続の事	④4 河川魚築設置願の事
⑳ 家名継承の養子孫及び相続人を廃する事	④5 郡部地方税補助川堤防日論見金高五十円以下修繕の事
㉑ 家名を廃する事	④6 郡部国県道路の橋梁及び芥除杭目論見金高二十円以下修繕の事
㉒ 有子の寡婦迎夫及び生家へ復帰又は直に(生家断絶のもの)婚嫁の事	④7 民有溜池溝渠新築変更願許否及び其
㉓ 復姓の事	
㉔ 改名の事	
㉕ 失踪逃亡跡家名相続の事	
㉖ 失踪逃亡者の遺妻本夫と離縁の上後	

明治十年代、この「県令ヨリ特ニ委任スル条件」の数が急速に増えていったのである。明治二十年七月一日に行われた郡区長委任事項更定によると、その委任事項は実に七七項目にのぼった(表3)。なお事務量の増大は戸長役場の場合も同じであった。

当然、区職務機構も徐々に複雑化していった。主な機構上の変化だけを掲げておくと、明治十二年一月、庶務掛、戸籍掛、租税掛、出納掛の四掛が設置され、翌十三年一月にはそれに衛生掛が加えられた。さらに明治十四年二月には郡区書記の内に学務担任者が設けられ、明治十五年三月には郡区長の管理のもとに郡区衛生会(医師・町村会議員・戸長・衛生委員・衛生掛によって構成)が設置され、明治十六年三月には農商区勸業世話掛が設置された。また戸長役場のレベルでは、明治十二年九月の教育令の公布にともない、それまでの学区取締が廃止され、学務委員が置かれた。また明治十三年四月には戸長役場の下に町村衛生委員が置かれた。

戸長役場

そして明治十年代後半になると、行政の肥大化の結果として、神戸区においては、次の二つの

改革問題

要求が市民の側から出されるにいたった。一つは「区吏の不便は人民の不便」(「新築区役所は煉瓦造にす可し」『又新』明治十九年三月十六日)との理由から、寄付をしてでも区役所の新築——しかも煉瓦造り——を求める要求であった。いま一つは戸長役場の行政改革、できれば廃止を求める要求であった。ちなみに後者の理由は、経費節減にとどまらず、次のようなものであった。

区役所と戸長役場との事務は果して如何なる相違あるかを考ふ可し。固より区役所は一区の事務を取扱ふ所にして、戸長役場は是れ数町内の事務を取扱ふものなれば、自ら其事務上に大小軽重の相違ある可しと雖も、而かも其大体の性質に至りては、彼此殆んど同一にして(略)区役所も戸長役場も実は殆んど

同性質の事務を分担して取扱ふものと云ふも敢て不可無かる可し。然るに今区内に三戸長役場の鼎立して、夫々其の部内の事務を取扱ふ時は、甚だ繁文の弊を来すの恐れ無きに非ざる乎。我輩思ふに、若し今日の如く三戸長役場の存する時は、人民が区役所に向て諸届聞書等を出さんにも、必ず先づ戸長役場の手を経ざる可からずして、而して已に戸長役場を通過し、区役所に回送して再び人民の手に戻る迄には、其手数の繁雑なる、其往復文書の煩はしき、被治者たる人民の身に取りては実に不便利至極にあらざるや。〔区内三戸長役場を廢し区内の事務は区役所にて扱ふ可し〕『又新』明治十九年三月二十日

事務渋滞に対する不満が、戸長役場廢止要求につながったのである。そしてこの二つの要求を組みあわせてみれば、それは明らかに、事務の繁雑化・複雑化を理由に、区役所・戸長役場に代わる、より合理化された都市全体を一元的に支配する行政システムの確立を要求する、いわば下からの「市制」制定要求につながるものであった。こうした要求が自ずからおこってくるほどまでに、明治十年代、都市行政の量的・質的肥大化は進展していたのである。

公選民意　しかしそうなると、合理的で強力な行政機構を造り上げるために、実は県令や区戸長の強力な**への要求**　リーダーシップの確立がますます必要となった。明治十年代、兵庫県はしばしば戸長の待遇の改善を行っているが、それはとりあえず戸長のリーダーシップを確立するための措置であった。例えば明治十四年六月には戸長の俸給額を二円から一五円まで一段階に区切っていたが、明治十六年八月には神戸区内の戸長に限って、六円から三〇円まで一六段階に区切り直している。明らかに戸長に対する優遇措置をこらうじているのである。しかし県令や区戸長のリーダーシップを強化する最も有効な方法は、いうまでもなく

彼らの権威を公選議會（民会）の同意の上に打ち立てることであつた。統治される人々の合意の上に成り立つ行政が最も強力なリーダーシップを発揮し得ることは明らかだつたからである。だから兵庫県は、神田県令以来一貫して公選民会設立に力を尽くしてきたのである。

神田県令と　　ちなみに神田孝平といえ、幕末、幕府の教育機関開成所の頭取まで務めた開明派の洋学者

森岡県令

（啓蒙思想家）であり、維新後は徴士、議事体裁取調御用掛、公議所副議長、集議院判官などを

歴任し、彼の提出した「田租改革建議」が地租改正案形成の最初の契機となつたことで有名な人物であるが、幕末以来「商ヲ以テ国ヲ立ツレバ、其国常ニ富ミ、農ヲ以テ国ヲ立ツレバ其国常ニ貧シ」（「農商弁」と商工立国論を唱え、慶応四年（一八六八）四月、早くも江戸復興のために「江戸中ノ智恵ト力トヲ集ムル」べく「総代会議ノ法」（選挙資格Ⅱ地主、被選挙資格Ⅱ能力者）を立てることを主張していた人物でもあつた（「江戸市中改革仕方案」）。だから彼が、先に見たように兵庫県令として全国に先駆けて公選民会の設置に踏み切つたのも、ある意味で当然だつたのである。

神田は、廃藩置県後の明治四年十二月に兵庫県令に就任すると、明治四年十一月発布の県治職制に基づいて県行政機構の整備を行うとともに、神戸の都市基盤整備に、初めて本格的に取り組むことになつた。とりわけ、港長イギリス人マーシャルに命じて神戸築港計画（旧生田川東堤と湊川北堤を基点とする防波堤築造案・工費三〇万巴）を立案させたのは、実現はしなかつたが、神戸港の港湾整備にむけての最初の取り組みであつた。その彼が、それらの事業を遂行していくために、当然のこととして、先に述べたように公選民会の設立にむかつて尽力したのである。

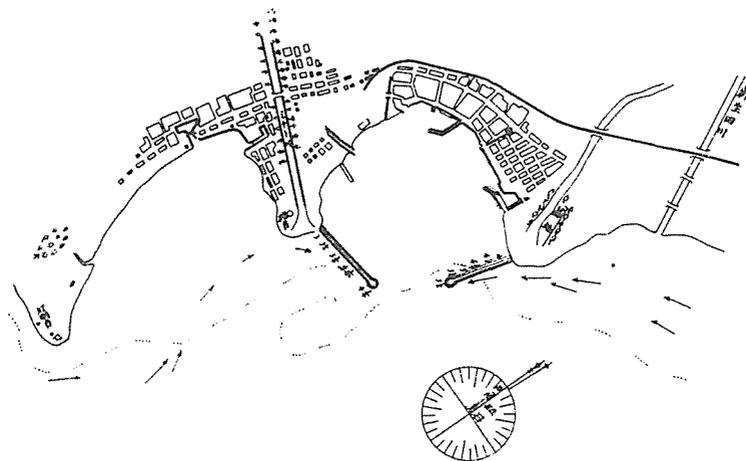


図2 マーシャルの神戸築港計画図

ところで、明治八年の地方官会議で、幹事の地位にありながら神奈川県中島信行とともに、区戸長民会議論に対して公選民会議論を強行に主張した神田は、その急進性のゆえに、しばしば当時の地方官の例外のようにいわれることがあるが、それは地方官会議議長木戸孝允の「神田孝平は尤も民撰議院家にて、頻りに政府の束縛を相論じ、少しは波及候気味も御座候由、付いては此の度の地方会議の規則等は至極不満足に相察せられ申し候、政府に於ても漸次御誘導の御目的にも候得ば、此の前にも却て転任仰付けられ候方、然る可き歟とも存じ奉り候」(明治八年六月二十日大久保利通宛木戸孝允書簡『木戸孝允文書』六)といった神田に対する反発を過大にみすぎた結果に過ぎない。なぜならば神田の地方官会議における民会議論は次のようなものであり、同じく公選民会議論を唱えた中島信行などに比べても極めて穏健な中身のものだったからである。

今日人民ノ適度ニ応ジ、實際ニ益アル為ニハ、公選民會ヲ開クベキカ、将タ区戸長會ヲ開クベキカ、両端ノ

中ヲ一決シテ答ヘザルヲ得ザレバナリ。夫レ民会ノ本色ヨリ考察スレバ、誰カ公選ヲ非トスル者アラシヤ、只ソノ公選民会ヲ開クノ期ニ至ル迄ノ間ノ補綴（補綴ニハ、区戸長民会ヲ良トシ、或ハ区戸長ヲ民選ニ委シテ議員タラシメ、又或ハ区戸長ヨリ一名公選ヨリ一名ヲ挙ゲ、官民混同議會ノ見込ヲ立ツル者アルベシ。然レドモ到底ソノ帰着スル所ヲ問ヘバ、孰（い）レモ公選民会ヲ是トスルニ非ザル者ナシ、故ニ両端ノ中ニテ孰レカ一ニ決セヨトノ御下問ナラバ、只々公選民会ヲ可トスベケレドモ、現ニ兵庫県ノ如キ、区戸長追々議事ノ体ニ慣レ、目今ニテハ之ニ加フルニ一区ヨリ公選一人宛ヲ入レ、漸ヲ以テ民会ニ変移セント企テタリ。之ヲ譬（たと）ヘバ、道中ヲナス者ノ到着スル所ハ東京（公選民会ト定マルモ、今姑（は）ラク其ノ中途ナル大坂ニ止マルヲ良トスベキカ（区戸長会）否ヲ問フガ如シ、是レ実ニ答フルニ至難トスル所ナリ。僕ハ之ニ決答スルヲ得ズ。（『地方官會議日誌』）

神田はむしろ当時の模範県の模範県令として振舞っていたのである。だから明治九年九月神田が元老院議員に転出した後も、森岡昌純権県令の下で民会設立にむけての努力は中断されることなく、むしろ公選民会設立の必要性は、森岡県令のもとで益々高まっていたのである。森岡県令時代になると、神田の後をうけていよいよ地租改正事業が実施に移されたからそれは当然であった。地租を徴収すれば、その反対に参政権を要求する声（租税協議権要求）が国民、ないしは住民の側からおこってくることは、目に見えていたからである。

なお市街地の地租改正について述べておくと、神戸と兵庫の地租改正事業は明治九年一月に着手され、十一年一月に決了した。事業は、まず十年三月までに全地域の測量が行われ、ついで同三月制定の兵庫県条例・市街地地租改正地位等級調査条例に基づく地位等級の決定が、戸長役場区域毎に選出（四、五人

された地主総代、および区戸長の手によって、模範町を選定しそれを基準にするという方法で行われ、最後に同年八月制定の市街地地租改正地価調査条例に基づいて、売買地価と賃貸料を基準に、一筆毎の地価の確定が行われた。なお新地価に基づく地租の徴収は明治九年下期にさかのぼって行われ、結果は、神戸では旧税を〇・九%下回り（一万八千余円）、兵庫では逆に五四%上回った（二万四四五〇円）。そしてこの地租改正が市民に租税協議的な考え方をもたらしたであろうことは、当時各地に起こった「地租改正反対一揆」などから推測することができるのである。

こうして森岡県令の時、郡区町村編制法・府県会規則・地方税規則の三新法が公布され、府県会規則に基づいて明治十二年五月、兵庫県会が開かれたのである。選挙の方法は、明治十二年二月県甲第二四号布達によって、選挙資格は満二五歳以上の男子で地租五円以上納める者、被選挙資格は、同じく満二五歳以上の男子で地租一〇円以上納める者、議員定数は一区三三郡から各二名、三万人以上の郡区は三万人毎に一名を追加という基準で七四名と定められた。ちなみに神戸区の定数は二名であった。また府県会について区会や町村会も開設されたことは、すでに触れた通りである。

地方議会　しかし、府県会をはじめ区会や町村会が確立されれば直ちに地方行政に強力なリーダーシップが生まれたかという点、必ずしもそうではなかった。議会開設にともなう多くの困難を克服し

て初めてそれは生まれるものであった。ではその困難とはいったいどのような困難だったのだろうか。

第一は、選挙民および市民の議会への無関心という困難であった。明治二十年以前の選挙で、『兵庫県会史』によって得票数が判明するのは、最初の明治十二年三月の選挙の神戸兵右衛門、藤田積中の各々三〇三

票だけなので、必ずしも断言できるわけではないが、初期の県会議員選挙の状況は「市民は冷々淡々として、選者被選者共に権義の重きを思はず、議員其の人の選定には一顧の注意をだに払はざるの有様にて、僅かに少数の人々が家柄資産を標準として議員を指定するに過ぎず、故に議員は少数なる投票によって選出さるゝを常とせり」（『神戸権勢史』）といった状況であった。この状況を打破しなければ、民会に依拠した行政を行つたとしても、行政が市民に対する強力なリーダーシップを発揮するとは限らなかったからである。

第二は、民会を開けば当然噴き出してくるさまざまな部分的利益の主張とその対立のもたらす困難であった。例えば県会における都市部（神戸区）選出議員と農村部選出議員の対立などはその一例であった。圧倒的に農村部選出議員が多い中で、ともすれば都市部の利益が損なわれることを恐れた都市部選出議員は、区部経済と郡部経済の分離を要求し、早くも明治十三年の通常県会では、「郡区会ヲ興シ地方税中ノ経済ヲ郡区分離スル件」を内務卿に建議することを決定するまでにこぎつけている。これに類する対立が、議会政治にはつきものだったのである。横浜市で大問題になった商人派と地主派の対立といったことも全く見られなかったわけではなかった。ちなみに翌明治十四年の通常県会において、太政官布告第八号区郡部会規則に基づいて郡区会の分離が行われ、それにともなって、区部選出の県会議員定数も二名から一・二名に増やされた。

第三は、明治十三年の通常県会が「郡区長公選ノ件」を内務卿に建議したことや、一般に経費節減・民力休養要求の台頭に見られるように、ともすれば議会が選挙民の利益代表として振舞うあまり、県当局の許容限度を超える減税要求や民主化要求を県当局に突きつけることによっておこる困難であった。森岡県令は、実質審議を行った最初の議会であった明治十三年の通常県会の終了した時点で、「通常県会議事渋滞ナク、

本日方サニ局ヲ結ブ。依テ閉場ノ式ヲ行フ。蓋シ開会以來四十有五日ニ渉リ、各員日ニ討論審議ヲ事トス、其ノ苦勞想フ可キナリ。(略)一二ヲ挙グレバ河港道路堤防橋梁建築修繕費ノ如キ、諸士深ク見ル所アリテ昨年ヨリ増加スルコト六万余円ニ及ビ、運輸ノ便ヲ開キ交通ノ道ヲ広メ、大ニ物産繁殖人智発達ノ媒介トナサントシ、其ノ他学校費勸業費ノ如キ幾万ノ増額ヲ議決シ、産業ヲ振起シ、徳性ヲ涵養セントスルガ如キ、実ニ開明進歩ノ第一着手ニシテ、他日国力ノ充実ナル、人民ノ殷富ナル、他県ニ比シテ数年ノ速キヲ期待ツベキナリ」(『兵庫県会史』)と県会に対する謝辞を述べているが、それは逆に、この時期には経費節減論に抗して積極財政政策の推進がいかに困難だったかを示唆しているのである。

そして以上のような困難を克服して、議会政治の開始を各レベルの行政機関のリーダーシップの強化に結び付けるためには、結局議会の中に行政と提携しうる穏健な政党を育成し、そのリーダーシップを強化していくしかなかったのである。

2 自由民権運動

民権運動 だが、そうしたことが可能かどうかは、一にかかつてその地域の自由民権運動の発展の度合にの形成 かかっていた。森岡県令が当初交詢社系の民権運動を背後から応援した理由はここにあったのである。

しかしここで指摘しておかなくてはならないことは、いわゆる自由民権運動史の視点からみるかぎり兵庫

県下の他の地域に比して神戸は、必ずしも急進的な自由民権運動の活発な地域ではなかったということである。「神戸に於ける有志家中にも、隠然反目の感情を發し、自由党に同情を寄する者あり、改進黨に賛同する者あり、しかし是れ唯商人以外、一部少数なる有志の思想に過ぎず、一般市民の政治思想は、なお依然として發達の証跡を認めざるなり」との『神戸開港三十年史』の記述にもあるように、ほとんど神戸独自の政治運動は生まれなかった。むしろ、板垣退助をはじめ、東奔西走する活動家の通過地、寄留地として、民権運動史上に意味を持ったといつて差し支えなかった。

明治十一年十二月菟原郡住吉村の小作人八、九〇人が減租問題の協議を行ったといった事件を除くと、淡路新聞（明治十年に鹿島秀磨らが創設）社員鹿島秀磨や白川敏樹らが、三宮に共立者を設立し、明治十三年二月、『神戸新報』を創刊したこと、明治十四年に神戸商義社という団体が設立され、『神戸商義社雑誌』を發行したこと、明治十五年にはいると、神戸議政会を興した代言人品川政藏らが盛んに政談演説会を開催し、同時に「新聞講読会」「盛学教話会」などと称して青年の組織化に乗り出したこと、これぐらゐが、これまで知られている民権運動として表面化した政治的動きであった。県下の他地域に比しても、やはり低調であったと言わざるをえなかった。

交詢社の 　しかし以上のようにいえるのは、あくまでも民権運動を反政府的な運動と捉えた限りのことで

影響 　あつて、民権運動というものをもう少し広く、議會政治の確立を目指す運動の総体として捉えてみると、必ずしもそうとばかりはいえなかった。その意味で注目しておかなくてはならないのは、やがて立憲改進黨へと發展していく交詢社系の運動であった。明治十三年に兵庫交詢社が設立されると、慶応義塾

第三節 都市行政の展開と自由民権運動

表 4 交詢社発足当初の神戸における社員

○県庁関係者

県令	森岡昌純		
少書記官	原保太郎(14年山口県令)		
一等属	安藤行敬	一等警部	篠崎五郎(14年少書記官)
三等属	本山彦一	二等警部	山田為暄
五等属	加藤正義	三等警部	武田直行
六等属	村野山人 恒川亨二		
七等属	三原国一郎 安井健吉 八代規		
八等属	新倉直道 千葉胤寛		
九等属	浦木弘		
御用掛	横瀬文彦 柳本直太郎(14年少書記官)	藤江章夫 佐藤正直	
郡区長	児島晴海(川辺) 倉本雄三(津名三原)	武間利济(神西神東)	
	武井正平(神戸区長)		
その他	小林勝(大蔵省) 飯田正宣(師範学校教員)	牛場卓三 三菱織衛	
	岡本貞(元大書記官) 九鬼隆義(旧三田藩主)		

○神戸・兵庫の商人、銀行・三菱会社関係者など

兵庫	岩田正吉(米商) 河合舜吉(商) 加納治郎左衛門(商)
	北風正造(回船問屋) 木村行藏(西洋薬種商) 小西新右衛門(醸造業)
	金場小平次(回船問屋)
神戸	岡本要介(洋紙乾鰯商) 小野寺正敬(西洋抄紙職) 神田兵右衛門(商)
	菊池森藏(米会所役員) 白洲退藏(商法会議所会員) 関戸由義(採銅業)
	武田九右衛門(貿易会所頭取) 木村強(医師)
銀行	長谷川一彦(第一銀行支店支配人) 米沢文次郎(第五十六銀行支配人)
三菱	岩永省一(支店支配人) 久保扶桑 山田季治 長島芳次郎

○神戸新報社関係(発足当初)

鹿島秀麿(神戸新報主幹) 神代良太 白川敏儒

○身分不明者

加悦伝三 橘泰平 田村八郎 田鎖綱紀 石沢命世 須永緯 弓削森殿 岸鏡次
 桑田親五 高谷恒太郎 尾島政鈞 山岡清直 甲賀信郎(14年横浜で廻漕業)
 (附)発足当初の県会議員中の社員
 白洲退藏(神戸) 神田兵右衛門(神戸) 武田九右衛門(神戸) 藤田積中(神戸)
 安倍誠五郎(三原) 藤江章夫(三原) 平井矯(佐用) 鎌谷儀一郎(神西)

資料: 奥村弘「兵庫県における改進黨系政治運動の展開過程—兵神交詢支社を中心に」
 (『神戸の歴史』第20号)

系社交クラブ交詢社は兵庫県下とりわけ神戸市において急速にその勢力を伸ばしていった。兵庫県交詢社の設立当初の社員は次の表4の通りであった。交詢社系の運動が当時神戸の官界・財界に深く浸透していたありさまを物語っている。既記の神戸商義社なども実はこの交詢社系の団体だったのである。

森岡県令

と交詢社

森岡県政が、都市行政に強力なリーダーシップを打ち立てるために重視したのは、この交詢社系の運動だったのである。だからのちに明治十五年八月「凡ソ官吏タルモノ、政治ニ関スル事項ヲ講談論議スルハ勿論、政社ノ類ニ加入シ又ハ会主幹事ト為ツテ、政談演説ノ席ヲ開キ、若クハ聴聞ノ為メ猥リニ臨会等ヲモ致サザル様心得ベシ」と達するまで、森岡はむしろ官吏や準官吏が交詢社とかかわることを奨励していたのである。逆にそのことが、この交詢社系の運動を自由民権運動とよぶことを後世の我々に躊躇させる原因ともなっている。ではなぜ森岡県政は交詢社に期待を寄せたのだろうか。それは当時交詢社系が多数を占めていた兵庫県の到達していた次の主張（「地方税徴収審査に関する建議」明治十三年六月）のゆえであった。

況ンヤ地方税ハ専ラ人意ノ注グ所、万々一町村或ハ一郡ニテモ此ノ狡猾こつかくヲ逞たくまフシ拳ゲテ低税ヲ争フ如キアラバ、其弊害ハ直ニ管下ニ蔓延シ、營業雜種ノ兩税ハ追年金額ヲ減殺シ、殆ド低止スル所ナキハ秦鏡ヲ用ヒズシテ明カナリ（『兵庫県会史』）

交詢社には、民権を伸張するにあたって、人々が「低税ヲ争フ」——減税のみを求める——ことの危険性に対する認識が存在していたからであった。つまり当時の府県会に一般的であった経費節減・民力休養要求をむしろ抑制しようとする志向を交詢社がもっていたからであった。

まさに交詢社は行政と市民の間に調和をつくりだし、市民の民権を發展させるだけでなく、行政に強力なリーダーシップを生み出すことを目的とする団体だったのである。それは明治十四年当時、交詢社の指導者福沢諭吉が「論者は頻りに人民の利益を謀る者なりと自から称して、租税は寛ならんことを欲し民費は少なからんことを希ひ（略）、新に收税の法を工夫して増税の事に言及したることもなく、結局其の旨とする所は益租税を薄くして斯民を休養するの一点に在るが如くして（略）、我輩甚だ之に惑ふ」（『時事小言』）と、経費節減論に傾く府県会の実状を非難していたのとはほぼ軌を一にしていたのである。

また交詢社系の運動は、この一種の高福祉高負担論を持ち得たがゆえに、逆に急進的な行政機構の民主化要求をもつこともできたのである。交詢社系が多数を占めた兵庫県会は、明治十三年と十四年、郡長公選を建議し、明治十五年には県令公選を建議している。それも次のように人民に自治の精神を体得させ、自治「事業ノ興廢」は自ら負担する税の「費額ノ増減」の結果であることを自覚させるためであった。

先ニ郡区ノ改正アル、其ノ主トスル所ハ則チ人民自治ノ精神ヲ培養スルニアリテ、一国ヲ組織スルノ基本ヲ鞏固ナラシムルニ外ナラズ、人民ニシテ自治ヲ期セザレバ安ク能ク一国ノ自治ヲ望マン。彼ノ地方税ノモノタル、其ノ費目公共ノ資金ヲ以テ公共ノ事業ニ用フルニアリ。故ニ其ノ事業ヲ興廢シ、其ノ費額ヲ増減スルハ、総テ人民ノ本分ヲ以テ議定シ参与スベキ公権ニシテ、決シテ地方有司ノ敢テ専有シ得ベキ私権ニアラズ。殊ニ人民公衆ニ代リ事務ヲ弁理シ休戚ヲ負担スル郡区長選任ノ公権ノ如キ、夙ニ有司ノ掌裡ヲ脱シテ人民ノ手中ニ移サザルベカラザルハ理ト勢トニ於テ止ムベカラザルモノナリ。試ニ其ノ性質ト其ノ職任トヲ考案シ求ラバ何ゾ必ず多言ヲ贅スルヲ用ヒン。（『郡区長公選ノ再建議』明治十四年六

ちなみに明治十四年七月には、神戸交詢社員を中心に組織された兵庫県憲法講習会が、中井城太郎外三人の名で、地方長官公選を明記した私擬憲法草案である「国憲私考」を起草していた。また交詢社支配下の兵庫県会は、明治十四年十一月と明治十五年十一月の二度にわたって開催された関西連合府県会議員懇親会のイニシアチブをとり、自らの影響力を国家のレベルにまでおし広げようとしていた。この急進主義の背景には、地域住民の選挙した地方政府は、地域住民にとって最良の政府であるとの確信があったのである（桐原捨三「府県会議員の参考に供す」『神戸新報』明治十五年四月二十五・二十六・二十八日）。そしてそれは、権利を得て「低税ヲ争」わない交詢社の影響下にある上層の人々の公同心（「恒心」）に対する確信であった。

しかしさすがの森岡も、薩長藩閥が政府内の国会早期開設派大隈重信を追放した明治十四年政変後になると、徐々に民権運動全般に対する弾圧政策の方向へ傾いていった。官吏・準官吏の政治活動の禁止などはまさにその現れであり、以後森岡県政に支えられてきたはずの交詢社、改進黨系民権運動も神戸において急速に力を失っていく。

それではなぜ森岡は、交詢社系民権運動の支持から、弾圧に転じたのだろうか。しかしそれを考えるためには政治の表層だけを眺めていてもわからない。交詢社系民権運動を支えた社会的基盤に注目してみなければならぬのである。

交詢社系民権運動を支えたものは、一言で言えば、外国商人からの商権回復運動や官民一体となった直輸出貿易の推進の中でつくりだされた商工業者（資本家階級）の階級的な

権の基盤



写真 10 『神戸商議社雑誌』

結集であった。

大坂商法会議所会頭で元薩摩藩士族の五代友厚が、明治十四年、住友財閥の番頭広瀬幸平らとともに大阪の経済界を結集して関西貿易社を設立し、直輸出に乗り出そうとしたことは広く知られているが、西日本最大の開港場神戸の政財界もまたその動きと無関係ではなかった。

神戸において、商工業者の社会的結集を目指した交詢社系の団体神戸商義社は、明治十四年の初頭、盛んに直輸出貿易の必要性を力説していた。例えば、『機関誌』『神戸商義社雑誌』の誌上において、箕浦勝人は「されば此の毒虫(外国商人)を駆除撲滅せん事今日急務中の急務にして、若し遷延猶予せば其の害日一日より深く、遂に本根枯瘦して満場毒虫の巢窟となるべし」と、口をきわめて外国商人を難じ、「輸出直売の説」を説いていた(『品物にニツの変化ある事』、『神戸商義社雑誌』第四号、明治十四年二月)。また鹿島秀麿は、明治十年代初頭の国家の財政危機について「抑財政ノ困難タル、其ノ原因決シテ一ニ局促スルモノニ非ザルナリ。戊

辰ノ戦ヨリ維新ノ際ニ及ブマデノ費用ニ止マラズ、維新後ノ改革亦タ莫大ノ費用ナリトス。然レドモ眼ヲ転ジテ之ヲ窺フトキハ、唯リ戦争ノ不幸ト改良ノ必須上ノミ之ヲ致セシニハ非ズ。外国貿易ヨリ来ス所、其ノ弊害損失尤モ原因ノ大ナルモノヲ占ムル」との認識を示し、殖産興業のための積極的改革の停止即ち「院省官使府県ノ諸費」の削減(財政緊縮)よりも、直輸出による利益と外貨の獲得にその

打開策を求めていた(『神戸商義社雜誌』第七号、明治十四年四月)。これは明らかに五代らの関西貿易社創設の意図と軌を一にする議論であった。五代もまた国家の財政危機を、財政緊縮によってではなく、直輸出の推進によって克服するため関西貿易社を創設しようとしていたからである。ちなみに神戸財界と五代の直接的なつながりを示す例としては、明治十四年政変後まで続いた五代と、神戸築港を推進するために創設された神戸棧橋会社との関係があげられる。

それでは交詢社の影響の強かった神戸財界はなにゆえに関西貿易社の直輸出政策を支持するかのような行動をとったのか。直接的な原因は、そもそも中央において関西貿易社構想を推進したが、大久保利通政権以来五代友厚と盟友関係にあった大隈重信であったからであった。福沢諭吉率いる交詢社は当時大隈重信の政治的別動隊であった。交詢社の影響の強かった神戸財界が関西貿易社同様の直輸出会社の設立をもくろんだとしても、それは当然だったのである。

しかしより重要な原因は、交詢社系民権——とりわけ神戸商義社——が、直輸出を通じて神戸の資本家を政治的階級として結集しようとしていたことであった。神戸商義社の直輸出推進の方針をうけて明治十四年一月、商業調査のために単身ロンドンに渡り、さらに同年十一月、雑貨直輪貿易のため丸越組を創設した北海道移民会社赤心社社長鈴木清が神戸商義社の目的を「語ニイワズヤ、政府ハ人民ノ反射也ト、当社ノ進歩ハ社員諸君ノ反射ニヨル、当社ノ政事ハ諸君ノ自ラ取ル所、此ノ社ハ事業会社ニ非ズ、神戸港中ノ輿論ヲ維持シ能ク商業ノ機軸ヲ占メ区内ノ勢力ヲ齒カサントスル者也」(『会社ノ盛衰ハ社員ノ反射』、『神戸商義社雜誌』第二号、明治十五年一月)と述べているが、そのことは、商義社が直輸出政策の推進を通じて単に経済的利益

第三節 都市行政の展開と自由民権運動

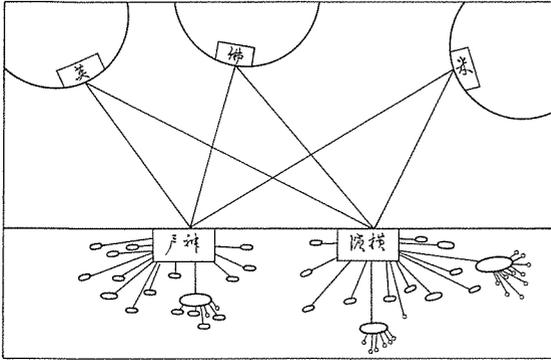


図 3 丸越組直輸出構想図

をあげるだけでなく、その一方で資本家階級の政治的結集を計ることを目的とした団体であったことを示している。すこし推量を交えて述べておくと、神戸商義社は、直輸出の推進、商権の回復という、商工業者にとって自らの利益の追求であると同時に国益の追求でもある課題に挺身することによって、商工業者達の「恒産」を政治的「恒心」の条件にし、議会政治の安定した基礎を確立しようとしていたのである。

直輸出政策の推進が交詢社系民権派を支えたというのはこうした意味においてであった。ちなみに上記の丸越組は、明治十四年から明治十七年にかけて、執拗に直輸出の可成性を探り続けた。「前田正文文書」〔国会図書館所蔵〕には、「丸越組内国貿易商」を名乗る池田清助ほかによる、明治十四年六月と明治十七年十月から十一月にかけての直輸出に関する「嘆願書」類が収められている(図3)。宛先は森岡兵庫県令のものが一通と、あとはすべて前田正文宛であるが、前田といえば、五代とともに大隈重信を支えて直輸出政策を進めようとした人物だったのである。

明治十四年 明 化させようという試みは、明治十四年政変の引金と

政変の影響 となった北海道開拓使官有物払下事件の勃発をさかいに、現実性を失っていった。直輸出計画の延長上にあったこの払下げが、汚職事件として世論の批判をあびて実現不可能となり、直輸出計画による商

工業者の結集が困難となったからである。商義社の中心人物であり、交詢社系民権のリーダーでもあった鹿島秀麿は、明治十五年劈頭、十四年の政変の時、困惑し開店休業の觀を呈した商義社のありさまについて次のように言い訳している。

昨年（明治十四年）ハ社会ノ景況政事上ニ商法上ニ大變動アリテ、別シテ下半年ニ多シ。八月上旬該ノ開拓使官有物払下ゲノ事アルニ当リテ、当社ハ山本氏ノ言ノ如ク死ンデアリシヤ、眠テ居シヤ。此ノ事耳じ朶ニ触ル、ヤ否、社員ノ悲憤慷慨各膝ヲ交ヘ額ヲ集メ、奮論激説演説ニ會議ニ東西奔走、深夜退社ノ後モ尚路傍ニ談ジ私家ニ会シ百万方尽力セリ。輿論ノ当港ニ反響セシハ当社員ノ外ニ誰レカ其ノ力アリトスルヤ。（鹿島秀麿「商義社ノ店卸シ」『神戸商義社雜誌』第一二号）

本来政府の直輸出計画を支えなくてはならない交詢社系民権が世論にひきずられて反対派に回ってしまつたのである。こうした結果、直輸出・商権回復運動によつても交詢社系民権運動は安定した社会的基盤と世論に対するリーダーシップを確立することができなかったのである。そうであるならば、森岡県政にとつて交詢社系民権は不要であつた。だから森岡は交詢社系民権の育成政策を十四年政変後は放棄し、新たな議会支配の方法を模索することになつたのである。

3 松方財政下の神戸

商工業者団 交詢社・改進黨系民権運動の衰退が始まったとき、折からの松方デフレ（不況）の進行とも重
体の解体 なって、その基盤になるはずであった商工業者の社会的結合は急速にその凝集力を失って
いった。いくつか例をあげておこう。

明治十一年十月、神田兵右衛門・藤田積中・北風正造らは兵庫商法会議所（鍛冶屋町旧北浜総会所）を設立し、さらに三新法の公布により神戸区が成立すると神戸区商法会議所と改め（明治十三年東川崎町に移転）、神戸の商工業者の社会的結集を図っていた。しかしそれも松方デフレ期になると事実上壊滅してしまい、明治十九年に至ってようやく再興されるありさまだだったのである。

また明治十六年七月になってようやく設立許可のおりた神戸株式取引所も、同年十二月柴町三丁目においてようやく開業にこぎつけるが、洋銀の投機的取引をめぐる両替商と貿易商の対立に巻き込まれ、隆盛を見ることなく明治十八年九月には解散に追い込まれている。そのほか、明治十年設立の米商会所も衰退に赴き、開港以来、貿易取締機関としての役割を果たしてきた貿易会所も、明治十四年ごろから衰微の兆候を示し、ついに明治十八年四月解散を決議し、十九年一月、五厘金徴収廃止を出願、認可を得て最終的に消滅するに至っている。

資本家の としてその一方で、神戸の資本家達の実像は、目先の利益を得んがために、輸出品である茶
腐敗 やマツチの粗製乱造に走り、また洋銀や米穀の投機的取引に狂奔するありさまであったのである

る。とりわけ洋銀投機は最終的には刑事事件にまで発展した。すなわち明治十四年六月、柴町三丁目両替仲間集会所が設立されると、貿易金融のためではなく投機のための洋銀取引が横行するにいたり、十五年八

月には代言人品川正藏・加藤政徳の二人が、集会所出入りの人々を金銀貨幣の空売買のかどで告発するという事件がおきた。それが契機となつて、今度は武田九右衛門・池田貫兵衛・山本亀太郎ほか一二人の貿易商が、両替商から分離して別の洋銀取引所の設立を企図するに至つた。事態を重くみた神戸区長村野山人は株式取引所設立に両派の協力を得ることによつて、両替派と貿易派の調停を試みたが、それも、明治十六年一月二日の諏訪山常盤楼で開かれた両派調停のための新年宴會が逆に紛糾したことによつて失敗。村野は、同月二十三日、両替仲間集會所、貿易商出張所両方の認可を取り消すという強硬手段に訴え、両所への集會を禁止した。しかし洋銀投機熱はおさまることを知らず、同五月栄町三丁目に不二舎という両替所が開設され、そこで取引が繼續された。そこでついに神戸警察署による一斉檢挙（八〇余人）が行われるにいたつた（不二舎事件）。しかしそれでも貿易商や両替商は洋銀取引を停止しようとはしなかつた。間もなく居留地八二番館内に、八一番館トムネーの発起で洋銀売買集會所が設けられ、取引は繼續された。十二月十六日、神戸警察署は再度の大檢挙（一六〇余人）に踏み切つたのである。

こうした資本家層にはすでに「恒心」をもつて地域の民主主義を担い、地域社会に対して強力なリーダーシップをつくりだしていく力などなかつた。森岡県政が交詢社系民権運動を見限つたとしてもそれは当然だつたのである。

民権運動の弾圧

と県政の変質

森岡県政は、ほぼ明治十四年政変を境に、交詢社系民権運動の支持者から民権運動全般に対する抑圧者に、急速にその立場を変えていたのである。明治十六年一月十六日、近森岡県令の懐刀といわれた山田為暄警部長は県下各警察署に、「治安を害する事甚だしき」がゆえに、「近

頃(略)名を學術又は懇親会にかりてその実政談をなす「演説者の輩」の早急な調査を命じた。それが弾圧の始まりであった(『兵庫警察史』)。とりわけ、当時ようやく青年層の組織化にのりだしつつあった品川政蔵らの運動に対する弾圧は徹底し、学生の政治活動への参加がその後厳しく取り締まられることになったのである。

もちろん、議会政治の確立によって強力な政治的リーダーシップの確立を目指した国家と森岡県政の試みは当然その後も続けられた。しかしその方法は、かつて交詢社に期待したように、資本家層を基盤にした下からの世論の組織化に期待してそれを行うのではなく、江戸時代以来の長い伝統をもつ町村や仲間の社会的結合力に改めて法的保護を与え、「旧慣」を復活させ、それを基礎に議会政治を確立していこうとする方法であった。明治十七年十二月には「第一条 農工商ノ業ニ従事スル者ニシテ、同業者或ハ其ノ営業ノ利害ヲ共ニスル者ハ、適宜ニ地区ヲ定メ、其ノ地区内同業者四分ノ三以上ノ同意ヲ以テ組合ヲ設ケ規約ヲ作り、当所ノ認可ヲ請フベシ」とし、「同業組合準則」が県下に布達された。営業の自由の名もと抑圧されてきた株仲間の伝統がはじめて公認され装いを新たに復活した。

また明治十五年には「神戸各町連合会議事細則」「傍聴規則」(東京市政調査会蔵)が定められ、町村を基礎にした議会制度である連合町会の法的地位の強化が図られた。

そして、この動きを集約し、一種の共同体的「旧慣」を近代的議会制度の基礎に位置づけて改めて地域における議会制度の確立を図ろうとしたのが、実は明治十四年以降内務省を中心に進められた地方自治制制定の動きだったのである。